

2027（令和9）年度採用愛知県職員（職業訓練指導員）追加募集案内

愛知県職員（職業訓練指導員）採用選考試験を次のとおり行います。

従来からの
変更点

・募集区分の見直し ⇒ 募集する区分を拡大し、全区分を通じた採用数とします！

1 募集区分

別紙「受験資格一覧表」のとおりに。

2 応募資格

(1) 年齢及び資格免許

1965（昭和40）年4月2日以降に生まれた人で、別紙「受験資格一覧表」に掲載の科の職業訓練指導員免許（※）をいずれか1つ以上取得している人又は2027（令和9）年3月31日までに取得見込みの人（なお、（2027（令和9）年3月31日までに免許が取得できない場合は採用されません。）

ただし、2026年（令和8）年6月28日（日）に実施した「愛知県職員（職業訓練指導員）採用選考試験」を受験した人は、今回の採用選考試験を受験できません。

※職業能力開発促進法に基づき、職業能力開発施設において職業訓練を行う者が持つ資格であって、都道府県知事から交付されます。詳しくは、愛知県のWebページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinzai/sidouinmenkyo.html>）をご覧ください。

(2) その他

ア 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は受験できません。（以下はその内容です。）

(ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(イ) 愛知県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

イ 1999（平成11）年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

ウ 日本国籍を有しない人の任用について

(ア) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

(イ) 日本国籍を有しない人は、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。

3 募集人員

若干名

4 給与等（2026（令和8）年4月1日現在）

(1) 初任給（大卒の例）

約272,000円（給料及び地域手当）

(2) 職歴などがある場合は、一定の方法により加算されることがあります。

(3) 期末・勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等の諸手当がそれぞれ条件に応じて支給されます。

5 休日及び休暇

週休2日制。休暇として年次有給休暇（20日）及び特別休暇（夏季休暇等）があります。

6 勤務先等

県内の高等技術専門校・愛知障害者職業能力開発校等に勤務し、職業訓練指導・公共職業訓練の企画等の業務に従事します。愛知県が実施する職業訓練については、「愛知県のハロートレーニング」のWebページ（<https://www.aichivti.ac.jp>）をご覧ください。

7 試験日程及び試験内容

試験日 2026（令和8）年11月1日（日）

試験会場 愛知県自治研修所（名古屋市中区丸の内2-5-10）

試験科目 論文試験、面接試験、適性試験

（論文試験は字数：600字、解答時間：60分）

試験科目別の配点 論文試験40点、面接試験60点

※ 面接試験では、訓練器具や加工品等（県で用意）を用いて説明を求める場合があります。

※ 各試験科目の成績が一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。

8 合格発表日及び発表場所

合格発表日	発表場所 (合格者の受験番号を掲示します。)
2026（令和8）年11月11日（水）	1 愛知県人事局人事課 Web ページ 2 愛知県県民相談・情報センター (愛知県自治センター1階)

- 〔注〕 1 合格者（補欠合格者も含む）には郵便で通知します。なお、愛知県人事課 Web ページでの合格発表は発表日の午前9時15分頃から確認できます。
- 2 可否について電話による照会には応じておりません。
- 3 愛知県県民相談・情報センター（名古屋市中区三の丸2-3-2 地下鉄名城線名古屋城駅5番出口西100m）での掲示時間は、月～金曜日（祝日を除く。）：午前9時から午後5時15分まで、土・日曜日：午前9時から午後4時30分までです。

9 応募方法

インターネット（あいち電子申請・届出システム）により申し込んでください。
※郵送・直接持参による申込みは一切受け付けておりません。

インターネットによる申込みには次のものが必要です。

- ・パソコン又はスマートフォン（携帯電話は不可）
- ・受験者本人のメールアドレス ※キャリアメールは使用しないでください。

推奨環境や操作方法などは、「よくあるご質問」(<https://graffer.jp/faq/>)に掲載されていますので、事前によく確認した上で申し込んでください。

申込方法	面接カード ダウンロード・ 作 成	① 愛知県人事局人事課 Web ページ(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinjika/)の「2027（令和 9）年度採用愛知県職員（職業訓練指導員）追加募集案内」ページから、面接カード(Excel ファイル)をダウンロード ②面接カード（Excel ファイル）に必要事項を入力し、顔写真（データ）を貼付
	↓	
	申請画面 アクセス	①受付期間中、愛知県人事課 Web ページの「2027（令和 9）年度採用愛知県職員（職業訓練指導員）追加募集案内」ページに掲載するリンクから申請画面にアクセス ②Graffer アカウントを使用したログイン」又は「メールアドレス認証」のいずれかの方法を選択※して、申請画面にアクセス ※いずれの場合も「@mail.graffer.jp」からのメールが受信できるよう、事前に設定してください。 なお、「Graffer アカウントを使用したログイン」の場合は、一時保存や申請履歴の確認などの機能が使用できて便利です。
	↓	
	申込情報 入力・送信	申請画面から申込みに必要な情報を入力し、作成した面接カードをアップロードの上、データを送信 ※入力内容に誤りがないかよく確認してから送信してください。 申込データ送信後、入力内容の誤りに気付いた場合、その申込みを取下げてから、改めて申し込んでください（「よくあるご質問」-「申請した内容を修正したい」(https://graffer.jp/faq/0tcq0h)を参照）。 複数申込みがあった場合、最初の申込みのみ有効なものとみなします。
	↓	
申請到達 メール受信	申請到達メールを受信 （申込データ送信後、すぐにメールが届きます。）	
↓		
受験票 ダウンロード	交付物発行メールを受信後、受験票（PDF）をダウンロード （受験票のアップロードは、10月15日(木)頃の予定です。）	
↓		
受験票 作成・持参	受験票（PDF）をA4判用紙に印刷し、試験当日、試験会場に持参	

2026（令和8）年9月2日(水)から10月7日(水)まで

申込内容等に不備がある場合は、差し戻しすることがあります。また、システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となる場合もありますので、早めに申し込んでください。受付期間内に申込データを受信完了したものに限り受け付けます。

受付期間

(よくある問合せ)

- ① インターネットの環境がなく、申込みができないのですが。
受験申込手続については、御自宅のパソコンでなくても構いません。知人や学校等のパソコンなどを使用し、申込みを行うようにしてください。
- ② 受験票を印刷するためのプリンタを持っていませんが、どうすればよいでしょうか。
受験票の印刷については、御自宅のプリンタでなくても構いません。知人や学校等のプリンタやコンビニのマルチコピー機などを利用し、印刷を行うようにしてください。

10 採用の時期

採用は、原則として2027（令和9）年4月1日となります。

なお、欠員状況等により、既に職業訓練指導員の免許を取得している人については、本人の意向を確認の上、同日前に採用されることがあります。

11 問合せ先

◎ 勤務先、業務内容等に関する問合せ

- 愛知県労働局労働福祉課総務・人事・広報グループ
電話 052-954-6358（ダイヤルイン）
E-Mail rodofukushi@pref.aichi.lg.jp

◎ 試験の申込み、採用全般に関する問合せ

- 愛知県人事局人事課任用グループ
電話 052-954-6030（ダイヤルイン）
E-Mail jinjika@pref.aichi.lg.jp

受験資格一覧表

(1) 年齢及び資格免許

1965（昭和 40）年 4 月 2 日以降に生まれた人で、以下の科の職業訓練指導員免許をいずれか 1 つ以上取得している人又は 2027（令和 9）年 3 月 31 日までに取得見込みの人（なお、2027（令和 9）年 3 月 31 日までに免許が取得できない場合は採用されません。）

- 1 塑性加工
- 2 溶接
- 3 構造物鉄工
- 4 機械
- 5 電子
- 6 電気
- 7 コンピュータ制御
- 8 メカトロニクス
- 9 電気工事
- 10 建築
- 11 建設
- 12 インテリア
- 13 左官・タイル
- 14 木工
- 15 陶磁器
- 16 情報処理
- 17 事務

(2) その他

次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する人（以下はその内容です。）

(ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(イ) 愛知県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

イ 1999（平成 11）年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

ウ 2026 年（令和 8）年 6 月 28 日に実施した「愛知県職員（職業訓練指導員）採用選考試験」を受験した人